

2022年8月16日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ  
代表取締役社長 福田道夫  
(コード番号:3808 名証ネクスト)  
問い合わせ先 取締役 野崎正徳  
電話番号 03-6823-4306

## 臨時株主総会の決議要件と 有価証券報告書の訂正予定に関するお知らせ

当社は、2022年6月17日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」に記載したとおり、当社株主である杉浦元氏、株式会社ブイ・シー・エヌ、有限会社ビージー、中井誠二氏、前民子氏、及び、LIU WEI（劉 巍）氏（以下あわせて「本提案株主」といいます。）より、臨時株主総会の招集請求を受けたことを契機として、2022年8月25日付で臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）を開催いたします。

今般、当社は、下記のとおり、当社定款と当社が過去に提出しておりました2012年9月24日付有価証券報告書から直近の2021年9月30日付有価証券報告書及び2022年6月27日付有価証券報告書の訂正報告書までの各有価証券報告書の記載内容に差異が生じておりました事実と、当該各有価証券報告書の記載内容に誤記が存在したことを確認いたしましたため、本総会の決議要件を株主の皆様に対してご案内するとともに、速やかに過去の有価証券報告書等の訂正作業を行う予定であることをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款と過去の有価証券報告書の差異及び有価証券報告書の誤記について

##### (1) 定款と有価証券報告書の差異について

当社定款の「第3章 株主総会」第14条及び「第4章 取締役及び取締役会」第19条には以下の規定があります。

##### (決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

##### (選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

一方、当社が、直前に提出しておりました2021年9月30日付有価証券報告書の44頁「③企業統治に関するその他の事項」（イ）（2022年6月27日付有価証券報告書の訂正報告書の45頁）によれば以下の記載があります。

### ③企業統治に関するその他の事項

#### （イ）取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

上記のとおり、「解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。」という点（以下「解任決議の決議要件の加重等」といいます。）について、当社定款の規定する内容と当社が過去に提出しておりました有価証券報告書の解任決議の決議要件の加重等に関する記載内容に差異が生じております。

#### （2）有価証券報告書の誤記について

当社は前項のとおり解任決議の決議要件の加重等について、定款と有価証券報告書等で差異が生じていることから、解任決議の決議要件の加重等について定款変更がなされているか確認を行いましたところ、解任決議の決議要件の加重等について定款変更が行われた事実は確認されておらず、過去の有価証券報告書の記載が誤記であることを確認しました。

## 2. 本総会の各議案の決議要件について

前記1の事実が認められるため、当社では、改めて当社の株主の皆様に対して、本総会の決議要件について、以下のとおりご案内いたします。現行定款に定める決議要件が、本総会における決議要件となります。

### 第1号議案 取締役5名選任の件

定足数：議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席（定款第19条2項）

決議要件：出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う（定款第19条2項）

### 第2号議案 取締役福田道夫の解任の件

定足数：議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席（会社法第341条）

決議要件：出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う（会社法第341条）

### 第3号議案 取締役野崎正徳の解任の件

定足数：議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席（会社法第

341条)

決議要件：出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う（会社法第341条）

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

定足数：議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席（定款第19条2項）

決議要件：出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う（定款第19条2項）

本総会においては、第2号議案から第4号議案までは、本提案株主から提出されています。

上記のとおり「第2号議案 取締役福田道夫の解任の件」及び「第3号議案 取締役野崎正徳の解任の件」は解任決議になりますが、当社が以前提出しておりました有価証券報告書に記載されたような「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」という解任決議の決議要件の加重等は、当社定款に規定されておらず、各解任議案の決議要件は、「議決権を行使することができる株主の過半数が出席し」、「出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う」こととなりますので、本総会において議決権行使を行うことができる株主の皆様におかれましては、ご注意をお願いいたします。

### 3. 有価証券報告書等の訂正について

当社は、前記1（2）のとおり、2012年9月24日付有価証券報告書から直近の2021年9月30日付有価証券報告書までの有価証券報告書の記載内容は誤記となりますので、速やかに訂正を行ってまいります。

以 上